

令和7年度用 **記入例**：記入の前に「記入上の注意」も必ずご覧ください。

学童保育事業利用申請書兼誓約書

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

宍粟市教育委員会 様

〒671-2593

住 所 **宍粟市山崎町中広瀬133番地6**

氏 名 **宍粟 太郎**

電 話 **0790 (63) 3114**

携帯番号 **000-0000-0000 (父又は母 携帯)**

日中連絡が取れる
電話番号を記入

申請者
(保護者)

学童保育事業を利用したいので、関係書類を添えて申請します。 ※日中連絡のつく電話番号を記載ください
学童保育事業を利用するにあたっては、下記「遵守事項」を守ることを誓約します。
また、必要に応じて児童の支援に必要な情報（学校園所での様子、教育支援委員会議事録・障害者
手帳・特別児童扶養手当等）を関係機関に問い合わせること、学童保育所と小学校が情報共有する
ことに同意します。

利 用 児 童	フリガナ	シソウ イチロウ			年 齢
	氏 名	宍粟 一郎			6 歳
	生 年 月 日	平成 30 年 8 月 7 日			職員配置等の参考にしますの で詳しく記載ください。(裏面 に詳細記入)
	心身状況等で気になることがあれば記入してください。 卵アレルギーがあります。集中するのが難しいので声かけ必要。装具つけており階段は少し見守りが必要です。 裏面「学童保育事業利用者調査票」にも詳細を記入してください。	(□に✓を付けてください。) 帳 簿 ☐ 療育手帳 ☒ 申請中 ☐ その他()			
小 学 校 名	山崎 小学校 (1 年生)		利用希望 学童保育所名	山崎 学童保育所	
【重要】利用希望期間		令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで 注) 最長年度末 3月31日まで ※求職中の場合最大3ヶ月、産前産後2ヶ月、季節雇用の場合は勤務終了日の月末までを記載ください。			
利 用 児 童 と 同 世 帯 (同居や同一敷地内) の 家 族 の 状 況	フリガナ	続柄	生年月日	勤務先・学校等	備 考
	シソウ タロウ	父	T・S・H・R 60.3.31	(株)〇〇	実際に保育が必要な期間を記入ください。年 間通して保護者が就労等で利用される場合 は最長で令和8年3月末までです。それ以内 の期間を記入ください。 ※季節雇用の例：素麺業 R7.5.31まで等
	シソウ ハナコ	母	T・S・H・R 60.8.12	〇〇保	
	シソウ ミドリ	妹	T・S・H・R 2.7.10	〇〇保	
	シソウ シゲル	祖父	T・S・H・R 30.5.22	無職(病気のため)	
			T・S・H・R		
		T・S・H・R		携帯TEL	
同世帯でない祖父母の現況		父方 (無) 有：居住地(校区内・校区外) 就労(している・していない) 母方：無 (有) 有：居住地(校区内・校区外) 就労(している・していない)			
生活保護の状況		(適用なし) ・ 適用あり (年 月 日保護開始)			
利用を希望する理由		(1) 保護者が働いているため。			
就労以外の場合は詳しく記載ください。		(2) その他 (例：祖父は介護保険サービスを利用しており保育はできない)			
備 考		●保護者の両方が就労でない場合(出産、病気、看護などの場合)や同居している祖父母等が 在宅で無職の場合などは自宅で保育ができない理由を『2 その他』に詳細に記入してください。			
遵守事項					
① 学童保育事業利用料等は期限内に納付すること。					
② 「宍粟市あずかり保育・学童保育事業利用について」を確認し、きまり事を守ること。					
③ 支援員等の指示に従い、他人の迷惑となるような行為はせず、集団生活に適應するように配慮					
④ 保育の実施に不都合が生じた場合は、時間短縮や中止を受け入れること。					
⑤ 児童の病気等につき支援員等と事前協議し対応したにも関わらず負傷等した場合、その責任を問わないこと。					
★裏面調査票も 記入してくださ					

学童保育事業利用申請書 記入上の注意

- (1) ボールペン又はインクで記入もれのないようにすること。（消せるボールペンは使用しない。）
- (2) 年齢は利用希望日時時点の年齢を記入すること。
- (3) 障害者手帳等の有無について該当する□に✓を付けてください。
- (4) 児童の心身状況等について、気になることや支援員に伝えておきたいことがあれば記入してください。
- (5) 申請する年度の学年（4月1日現在）を記入すること。
- (6) この利用申請は、年度ごとの申請になります。利用希望期間は最大で年度末（3月31日）までとなります。
- (7) 家族欄は、児童と同世帯（同居や同一敷地内）の家族について、利用申請対象児童を除いて記入すること。
- (8) 勤務先は支店等詳しく記入すること。電話番号は昼間に連絡の取れる実際の勤務地・携帯等を記入すること。
- (9) 同世帯でない祖父母の現況について該当に○を記入すること。就労については、祖父母のうち1人でも就労している場合、「している」に○を記入すること。
- (10) 生活保護の状況について該当に○を記入すること。
- (11) 利用を希望する理由欄は、該当に○をし、2の場合は、理由を詳しく記入すること。



利用の基準及び提出書類

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 市内小学校に在籍していること。
- (3) 保護者等の就労、疾病などの理由により、昼間家庭で保育を受けられないこと。（下記表参照）
※ 同居や同一敷地内の親族などで児童の面倒をみる方がある場合は、利用できません。
祖父母等同居者の状況を詳しく記入してください。
- (4) 過去にあずかり保育・学童保育事業を利用していた世帯で、利用料等に未納がある場合、納付が確認されるまで利用審査を保留します。速やかにお支払いください。
- (5) 利用許可後であっても以下に該当する場合は、利用許可を取り消す場合があります。
 - ① 保護者が利用料等を3か月以上滞納したとき
 - ② 利用許可後3月分までの利用料が未納のとき
 - ③ 申請内容が事実と反したものであることが判明したとき
 - ④ 児童の集団における見守りが著しく困難であると認められたとき
 - ⑤ その他、教育委員会が利用が適当でないと認めたとき

基 準	内 容	証明・ 確認書類	証明・ 確認者
①居宅外労働	父・母など保護者が、昼間家庭の外での仕事のため児童の保育ができない場合	就労証明	事業主
家庭内労働	父・母など保護者が、昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事のため児童の保育ができない場合 (内職・自営(自宅外自営・親族経営等を含む)など)		民生委員 または 委託業者
②妊娠出産	妊娠中または出産後間がなく児童の保育ができない場合 (利用希望が出産予定日の前後2か月に限る)	母子手帳(写) 氏名と 出産予定日ページ	
③保護者が学校 に在学中	保護者が学校に在学中で児童の保育ができない場合	在学証明書 入学予定の場合 は合格通知等	学校
④保護者が病気	父母など保護者が病気のため児童の保育ができない場合	診断書	病院
⑤保護者が障がい をお持ちの場合	父母など保護者が障がいがあるため児童の保育ができない場合	障害者手帳(写) または 診断書	病院等
⑥保護者が家族を 介護している場合	父母など保護者が、病気や障がいのある家族の介護をしており、児童の保育ができない場合	介護が必要であると 分かる書類 (診断書・介護保 険証の写し等)	民生委員 または 病院等
⑦保護者が求職中	保護者が求職活動中で児童の保育ができない場合 (求職中の利用は、3か月間)	求職受付票の 写し等	公共職業安定所
⑧家庭の被災復旧	火災・風水害・地震などにより家屋を失ったり、破損したため、 復旧の間児童の保育ができない場合	災害証明書	消防署・市役所 または 民生委員

〈 問い合わせ先 〉

宍粟市教育委員会事務局 こども未来課

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133番地6 (市役所庁舎4階)

TEL 0790-63-3114

FAX 0790-62-0065